

幸区こども総合支援ネットワーク会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸区におけるこども支援及び関係機関等による情報交換、相互協力等を行うために幸区こども総合支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次の事務を所掌する。

- (1) ネットワークを構成する者の相互連携を深めるために情報交換をすること。
- (2) ネットワークを構成する者が主催する事業、活動を相互に協力、支援すること。
- (3) 幸区内における地域包括ケアシステムの推進に向けたこども支援策の検討・推進をすること。

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 その他、参加を希望するこども支援及び関係機関等について、ネットワーク会議の議決を必要とし、構成員の過半数をもって決する。

(代表)

第4条 ネットワーク会議に代表及び副代表各1名をおき、委員の互選により定める。

- 2 代表は、会務を総理する。
- 3 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ネットワーク会議は原則として年2回とし、代表が招集してその議長となる。

- 2 ネットワーク会議には、代理の委員を参加させることができる。

(部会)

第6条 ネットワーク会議には、必要に応じて部会を設置することができる。

(議決)

第7条 ネットワーク会議において議決が必要なときは、構成員の過半数をもって決する。

(事務局)

第8条 ネットワーク会議に事務局を設け、幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関する事項については、代表が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

幸区子ども総合支援ネットワーク会議構成機関

No	組織所属部署名	備考
1	民間保育園	
2	私立幼稚園	
3	公立保育園	
4	幸区内市立小学校	
5	幸区内市立中学校	
6	幸区内市立高等学校	
7	しゃんぐりらベビーホーム	
8	幸区子育て支援サークル	
9	幸区子ども文化センター	
10	幸区地域子育て支援センター	
11	幸区町内会連合会	
12	幸区社会福祉協議会	
13	幸区民生委員児童委員協議会(幸区主任児童委員1名を含む。)	
14	幸区青少年指導員連絡協議会	
15	幸区スポーツ推進委員協議会	
16	幸区 PTA 連絡協議会	
17	幸区子ども会連合会	
18	幸警察署	
19	幸少年補導員連絡会	
20	幸区保護司会	
21	人権擁護委員協議会	
22	幸区地域教育会議	
23	川崎市子ども家庭センター	
24	南部療育センター	
25	総合教育センター	
26	幸区役所危機管理担当	
27	幸区役所まちづくり推進部地域振興課	
28	幸市民館	
29	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課	
30	幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）児童家庭課	
31	学校教育部指導主事(幸区教育担当)	
32	幸区更生保護女性会	
33	幸区赤十字奉仕団	
34	幸区食生活改善推進員連絡協議会	
35	川崎市発達相談支援センター	
36	川崎市立看護大学	
37	幸区子育てボランティア	

事務局

幸区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課・学校・地域連携担当・保育所等・地域連携担当
--